

第 78 号

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県総合福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「9, 140円」を「9, 200円」に、「12, 440円」を「12, 300円」に、「21, 560円」を「21, 400円」に、「3, 200円」を「2, 800円」に、「4, 180円」を「3, 800円」に、「7, 260円」を「6, 500円」に、「1, 760円」を「2, 000円」に、「2, 420円」を「2, 700円」に、「4, 300円」を「4, 600円」に、「2, 760円」を「3, 200円」に、「3, 740円」を「4, 200円」に、「6, 500円」を「7, 300円」に、「3, 410円」を「3, 300円」に、「4, 510円」を「4, 400円」に、「7, 810円」を「7, 700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県総合福祉センター条例（以下「条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第9条第1項の使用料については、施行日前においても、改正後の条例の使用料に関する規定の例により、改正後の条例別表に定める額を徴収することができる。

4 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、施行日前であっても、改正後の条例の熊本県総合福祉センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する規定の例により、知事は、当該指定管理者に、改正後の条例第13条第1項の利用料金を収受させることができ、当該指定管理者は、同条第3項の利用料金の減免又は還付をすることができる。

(提案理由)

使用料の積算方法の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。